

論文審査の結果要旨

論文提出者氏名 金 暎根 (キム ヨンゲン)

論文題目 アメリカの通商政策における 301 条と GATT/WTO-対立と収斂のプロセス

本論文は、アメリカの通商政策において通商法 301 条（1974 年通商法および 88 年包括通商法のいわゆるスーパー 301 条）が、保護主義と市場開放という 2 つの目的を有してきたことに着目し、(1) なぜアメリカの通商政策が 1980 年代に GATT/WTO の一般的な相互主義と対立した 301 条（特定の相互主義）へ転換したのか（WTO からの乖離）、(2) 1990 年代半ばになぜ特定の相互主義から WTO の一般的相互主義へ転換したのか（WTO への収斂）という 2 つの転換の要因を実証的に明らかにしたものである。本論文は、1980 年代以降のアメリカの通商政策について国際政治学の理論的な枠組みを用いて通史的に分析を試みただけではなく、アメリカの通商政策の考察において多用されてきた覇権安定論の不十分な点を具体的に提示し、国際通商制度の制度化とアメリカの国内要因を結びつける分析枠組みの重要性を議会資料等の一次資料に基づいて実証的に明らかにした研究である。

本論文の構成は、序論と 9 章、併せて全 10 章である。末尾に注と参考文献一覧が付され、全体のページ数は viii+256 ページである。本論文の要旨は以下の通りである。

「序論」では、相互主義には一般的な相互主義と特定の相互主義があることが述べられ、GATT/WTO という国際通商制度は一般的な相互主義、アメリカの通商政策における 301 条は特定の相互主義であると定義され、アメリカの通商政策が 1980 年代には GATT/WTO の一般的な相互主義から乖離し、1990 年代には一般的な相互主義へ収斂したことが示される。その上で、乖離と収斂が起こった要因について最も簡潔な回答を与えるとみなされてきた理論である覇権安定論は、アメリカの経済力の相対的な低下が 1970 年代から見られたにもかかわらず、なぜ 1980 年代になってから特定の相互主義が台頭してきたのか、また、依然として貿易収支や国際競争力が回復していなかった 90 年代半ばになぜアメリカが GATT/WTO にその通商政策を収斂させていったのか、という 2 つの問題を十分分析できないことが指摘される。

第 1 章では、アメリカが 301 条を発動した件数、GATT/WTO のパネルへの提訴件数を基にして、アメリカ通商政策における一般的な相互主義に対する乖離が 1980 年代に起こり、収斂が 1993 年のウルグアイ・ラウンド締結後に顕著になっていることが示される。

第 2 章では、通商政策を分析するのに有用と思われる既存の枠組みとして国際システムレベルの要因に注目する 2 つの理論（覇権安定論、国際レジームの効果論）と国内レベルの要因を重視する国内政治プロセス論が説明される。そして、戦後のアメリカの通商政策の分析に最も多用さ

れてきた覇権安定論は、序論で提示した問題を説明するには不十分であり、国際システムにおける覇権の程度だけでなく、法制度化の進展がアメリカの通商政策を規定する過程を分析する枠組みが必要であることが指摘される。この分析枠組みの有用性を検証するために、覇権安定論と国内の利益集団を結びつけた経済的利害仮説と国際的制度化と国内政治を結びつけた国際制度の制度化仮説を提示する。経済的利害仮説は、アメリカの競争力が強く、経済的な覇権を握っていた時には、多くの産業が自由貿易主義的政策を愛好し、GATT/WTO を支持するが、競争力が低下すると保護主義を愛好する産業が多くなり、行政府の通商政策も GATT/WTO と対立的になる、逆に多くの産業の競争力が回復すると GATT/WTO を支持するようになり、行政府の通商政策は GATT/WTO と親和的になるという仮説である。また、国際制度の制度化仮説は、国際的な通商制度の法制度化が弱い時は、国内アクターの GATT/WTO への支持は弱い、国際的な法制度化の程度が高くなると国内アクターの GATT/WTO への支持が高まり、通商政策は GATT/WTO と親和的になるという仮説である。

第3章では、まず、アメリカの覇権の推移が、貿易収支、財政収支、経済成長率、COW (Correlates of War Project) の国力指標等により検討され、70年代においてアメリカが経済力を低下させたこと、90年代前半までに経済力を回復したことが示される。次に、1960年代以降、アメリカの産業の競争力は産業間に相違があることが示される。

第4章から第8章では、第3章までに提示した2つの仮説を検証するために事例の検討が行われる。第4章から第6章までは、GATT/WTO からの乖離についての検討である。事例の検討では、国内の通商政策に対するアクターの言説の変化によって通商政策の変化を考察する。ここでは、GATT/WTO の一般的相互主義に賛成か反対か、301条に賛成か反対か、という2つの軸により、GATT (WTO) 反対/301条賛成、GATT (WTO) 反対/301条反対、GATT (WTO) 賛成/301条賛成、GATT (WTO) 賛成/301条反対という4つの類型に分け、主として産業界の言説の変化を分析する。第4章では、301条が強化される1988年包括通商・競争力法の制定過程における産業界の言説が考察され、全体としてGATT 反対/301条賛成が支配的ではあるものの、競争力が強く輸出志向の強い産業（半導体産業、電子産業など）はGATT 賛成/301条賛成であることが明らかにされ、競争力の低い産業が301条を要求するという経済的利害仮説は支持されず、GATT の法制度化が低いと国内産業はGATT から乖離するとする国際制度化仮説の方が支持されることが示される。

第5章では、88年包括通商法の成立からウルグアイ・ラウンド交渉の妥結までのアメリカの通商政策が概観され、第6章は、ウルグアイ・ラウンドが合意されたことを受け、94年に議会に提出されたウルグアイ・ラウンド実施法案の審議過程における国内アクターの言説を分析する。ここでは、ウルグアイ・ラウンド実施法案の審議過程において表出された言説分析により、WTO 賛成/301条賛成という言説が行政府だけでなく、産業界、議会においても支配的になってい

たことが明らかにされ、WTO における制度化の進展が、WTO への支持を増加させたとして、国際制度化仮説が当てはまることが指摘される。90年代前半までのアメリカの産業の競争力の回復という要因だけでは一般的な相互主義への転換が90年代半ば以降になったことは説明できず、WTO の成立という国際制度の制度化の進展がアメリカの通商政策の転換を促したことが指摘される。

第6章から第8章までは、アメリカ通商政策のWTOへの収斂が個別の通商摩擦の事例により検討される。ここでは、WTOの成立によって301条がWTOにいかに関連づけられたのかが考察の対象であり、GATT時代とWTO設立後で同様の摩擦が生じ二国間協議が行われ、301条の運用が焦点となった2つの事例が検討される。第6章では、日米自動車・部品摩擦がとりあげられ、90年代にアメリカの通商政策が特定の相互主義から一般的な相互主義へと収斂していったことが明らかにされ、WTOの成立という国際制度上の要因がアメリカ通商政策に大きな影響を与えたことがアメリカ国内の政治過程の検討により明らかにされる。第8章では、日米フィルム摩擦がとりあげられ、強い競争力を持つコダック社が301条提訴を行ったことは経済利害仮説に反し、WTOの制度化の進展がアメリカ政府による301条行使を抑制しWTOにおける紛争処理を支持することにつながったとしている。

最終章(第9章)「まとめと結論」では、本論文で実証的に明らかにされたことがまとめられ、先行研究において多用される覇権安定論が、戦後のアメリカの通商政策の大まかな傾向を説明することはできても、細部については不十分であることが再度指摘される。覇権安定論の不十分な点を補うための分析視角として、国際システムレベルの要因である国際制度(この場合、GATTとWTO)の制度化の程度が通商政策に与える影響に着目する重要性が、国内におけるGATT/WTO及び301条に対する言説分析を通して明らかにされたことが確認される。

以上のような内容を持つ本論文は、次の点で評価することができる。第一に、80年代以降90年代にかけてのアメリカの通商政策について通史的に理論的分析を行った点である。戦後のアメリカの通商政策については多くの先行研究があるにもかかわらず、80年代以降の通商政策について、通史的に検討することによって浮かび上がる問題を一貫した視点から分析する研究はそれほど多くなく、本論文はアメリカ通商政策の新たな理解に寄与するものである。第二に、アメリカ通商政策の分析に多用されてきた覇権安定論が通商政策の大体の傾向を説明することに留まっていることを指摘し、国際制度の制度化の進展が通商政策に与える影響を分析することの重要性を、国内における言説の変化から明らかにした点である。国際制度の影響ということは抽象的には論じられているが、実証的にどのように明らかにするかは方法論的に難しい問題である。本論文では、国内アクターの言説に注目し、GATT/WTOに対する言説を301条についての言説との対比から検討するという分析方法をとった。このことにより、従来は、GATT/WTO 賛成／3

01条反対、GATT/WTO 反対／301条賛成という2類型で論じられてきた国内アクターの言説に、GATT/WTO 賛成／301条賛成という言説が存在し、それが優勢になっていくことを、多くの議会資料（公聴会資料、議会審議資料）を分析することにより明らかにし、それによって国際制度の制度化のもつ重要性を示すことに成功した。

他方、本論文には、不十分な点も存在する。まず、第一に、国際制度の制度化の国内政治過程への影響を明らかにするという難事業に果敢に挑戦し一定の成果を挙げたにもかかわらず、国内アクターの言説の変化がなぜもたらされたのかについては、より一層の検討が必要と思われる。産業界の言説の変化がどこまで国際制度の制度化に起因するものなのか、また産業界の言説は、どの程度国内政治過程に影響して通商政策を変化させたのか、といった点は、いくつかの産業界、議会や行政府について言及してはいるものの、まだ十分とは言えない。第二に、言説分析に関して、本論文は主として議会資料に表れている言説の分析を行っており、どの範囲の言説を分析の対象にするのかという点での考察が不十分である。もとより、言説分析において、分析の対象をどのように定めるのかは容易ではなく、資料的な限界も存在する。この問題は本論文のみならず言説分析の困難な点ではあるので、より体系的な検討を重ねることで言説分析の説得性を高めることを、著者の将来の課題として期待したい。

以上のような不足点はあるものの、これらは本論文の学術への貢献をいささかもそこねるものではなく、むしろ今後の研究の課題と言うべきであろう。以上の点から審査委員会は、本論文の提出者は、博士（学術）の学位を授与されるのにふさわしいと判断する。